

## 不燃化特区建替え助成を申請される方へ

不燃化建築物の敷地面積が **200 ㎡**以上となる場合、  
荒川区みどりの保護育成条例の規定が適用されます。

◆『荒川区みどりの保護育成条例』の規定による届出を行い、下記の書類を提出してください。

面積区分	要件	着工報告時 提出書類	完了報告時 提出書類
敷地面積が <b>200 ㎡</b> 以上 <b>300 ㎡</b> 未満の場合	荒川区みどりの保護育 成条例の基準を満たす こと	緑化計画認定済通知 書※1の写し	緑化完了確認通知書 ※1の写し

細街路拡幅整備後の敷地面積が **300 ㎡**以上となる場合、  
荒川区みどりの保護育成条例及び不燃化特区事業助成  
金交付要綱に基づく緑化基準を満たす必要があります。

◆『荒川区みどりの保護育成条例』の規定による届出を行い、下記の書類を提出してください。また、不燃化特区助成金交付要綱に基づく緑化基準を満たすことがわかる緑化計画書も、併せてご提出ください。

面積区分	要件	着工報告時 提出書類	完了報告時 提出書類
敷地面積が <b>300 ㎡</b> 以上の場合	荒川区みどりの保護育 成条例及び助成金交 付要綱 <u>両方の緑化基 準を満たすこと</u>	(1) 緑化計画認定済通 知書※1の写し (2) 緑化計画書	(1) 緑化完了確認通知 書 ※1の写し (2) 完成写真

※1 荒川区みどりの保護育成条例に基づくもの。詳しくは、緑化計画の手引きをご覧ください  
か、下記へお問い合わせください。

※2 荒川区みどりの保護育成条例では、建ぺい率の緩和規定は適用しません。

荒川区みどりの保護育成条例、緑化計画の手引きに関するお問い合わせ

荒川区 防災都市づくり部 土木管理課

維持みどり係

03-3802-3111(代表)

内線 2752

荒川区不燃化特区整備促進事業助成金交付要綱より抜粋（別表第1）

以下の敷地面積区分に応じた緑化基準（屋上緑化及び壁面緑化を含む。）を満たすこと。

- (1) 敷地面積が100㎡以上1,000㎡未満の場合（ただし、敷地の使用又は周囲の状況その他の理由により、以下の基準の適用が困難な場合は、この限りでない。）

緑化面積は、ア又はイのうち、いずれか小さい面積以上とすること。

ア 敷地面積  $\times (1 - 0.9) \times \alpha$

イ (敷地面積 - 建築面積)  $\times \alpha$

敷地面積	100㎡以上	200㎡以上	300㎡以上
	200㎡未満	300㎡未満	1,000㎡未満
$\alpha$	0.1	0.2	0.25

- (2) 敷地面積が1,000㎡以上の場合

緑化面積は、ア又はイのうち、いずれか小さい面積以上とすること。

ア (敷地面積 - 建築面積)  $\times 0.3$

イ {敷地面積 - (敷地面積  $\times 0.72$ )}  $\times 0.3$

(注) 緑化面積の算出は、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づく緑化計画書制度における算出方法による。

この資料及び不燃化特区整備促進事業助成金に関するお問い合わせ

荒川区 防災都市づくり部 住まい街づくり課

防災街づくり係

03-3802-3111(代表)

内線2827, 2829